盛岡市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第７項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 28 年２月 26 日

盛岡市監査委員　工　藤　由　春
同　菊　池　秀　一
同　佐　藤　敬　三
同　八木橋　美　紀

第１　監査の対象

地方自治法第199条第７項の規定により，監査の対象は，平成26年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。），出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし，財政援助団体，出資団体及び公の施設の指定管理者のうち，次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

１　財政援助団体は，平成26年度の補助等の額が100万円以上のもので，事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の３団体とした。

(1) あすを築く盛岡市民運動実践協議会（あすを築く盛岡市民運動実践協議会事業補助金）
(2) 盛岡舟っこ流し協賛会（盛岡舟っこ流し事業費補助金）
(3) 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会（盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会活動事業補助金）

２　出資団体は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の７で規定するもののうち次の１団体とした。

たまやま振興株式会社（たまやま振興株式会社出捐金）

３　公の施設の指定管理者は，地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき平成26年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の４団体（５施設）とした。

(1) つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ（盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場）
(2) 公益社団法人　盛岡市シルバー人材センター（盛岡市勤労福祉会館）
(3) 特定非営利活動法人　いわてアートサポートセンター（もりおか町家物語館）
(4) 薮川地区活性化推進協議会（岩洞活性化センター）

第２　監査の実施期間

| | | |
|---|---|---|
| １ | 財政援助団体 | 平成28年１月21日から平成28年２月19日まで |
| ２ | 出資団体 | 平成28年１月28日から平成28年２月19日まで |
| ３ | 公の施設の指定管理者 | 平成28年１月19日から平成28年２月19日まで |

第３　監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

１　財政援助団体
補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
２　出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
３　公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第４　監査の方法

１　平成27年度財政援助団体等監査実施計画に従い，補助金に関する調書，出資に関する調書，公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め，必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常必要とされる監査手続によって監査した。
２　財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業，収支予算の執行状況，補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか，提示された会計処理に係る諸帳簿，証書類等の照合確認による検証を実施した。
３　監査に当たっては，次の点を重点項目とした。
(1) 財政援助団体
ア　交付決定手続に関すること。
イ　事務事業の執行に関すること。
ウ　補助等に係る実績及び成果に関すること。
(2) 出資団体
ア　出資の目的に関すること。
イ　事業経営に関すること。
(3) 公の施設の指定管理者
ア　条例等に関すること。

イ　協定に関すること。
ウ　管理費用に関すること。

第５　監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は，次のとおりである。

１　補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は，規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。

２　補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は，根拠となる法令，規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。

３　補助金及び出資金は，それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され，また，運用されており，公共の福祉の充実向上に資するもので，財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。

４　公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は，法令，条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。

５　指定管理料に関する手続は，協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。

６　公の施設の指定管理者による管理運営は，公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。

７　各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は，会計諸規定に基づいて行われ，これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから，特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが，財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので，事務処理に当たっては十分に注意されたい。

# あすを築く盛岡市民運動実践協議会

１　財政援助団体の所在地，名称及び代表者名

盛岡市内丸12番２号

あすを築く盛岡市民運動実践協議会

会長　高橋　真裕

２　財政援助の目的

心のかよいあう住みやすいまちづくりのため，あすを築く盛岡市民運動実践協議会が行う市民運動事業により地域の連帯感の醸成を図り，官民一体の盛岡のまちづくりを推進するため同協議会が実効性のある活動を行うことができるよう補助するものである。

３　補助金額等

あすを築く盛岡市民運動実践協議会事業補助金

| 補　助　金　額 | 申 請 年 月 日 | 交付決定年月日 | 交 付 年 月 日 |
|---|---|---|---|
| 1,471,000 円 | 平成26年６月６日 | 平成26年６月11日 | 平成26年６月23日<br>1,471,000 円 |

４　監査の結果

当該補助金について，補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

# 盛岡舟っこ流し協賛会

１　財政援助団体の所在地，名称及び代表者名
盛岡市仙北三丁目７番15号
盛岡舟っこ流し協賛会
会長　佐藤　修

２　財政援助の目的
盛岡市指定無形民俗文化財であり，盛岡を代表する夏の風物詩であることから，毎年継続して実施することで盛岡のイメージアップを図り，観光客誘致にもつながるため，盛岡舟っこ流し協賛会が円滑に行事が行えるよう補助するものである。

３　補助金額等
盛岡舟っこ流し事業費補助金

| 補助金額 | 申請年月日 | 交付決定年月日 | 交付年月日 |
|---|---|---|---|
| 1,840,000 円 | 平成26年７月17日 | 平成26年８月１日 | 平成26年８月29日<br>1,840,000 円 |

４　監査の結果
当該補助金について，補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

# 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会

1　財政援助団体の所在地，名称及び代表者名

盛岡市東見前１番地42

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会

会長　藤沢　清美

2　財政援助の目的

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会は，市内に所在する指定無形民俗文化財保持団体で構成される唯一の協議会で，郷土芸能フェスティバルの開催や後継者育成活動，普及活動などを行っており，当協議会に対し補助金を交付することにより，文化財の保護活用が図られるため。

3　補助金額等

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会活動事業補助金

| 補助金額 | 申請年月日 | 交付決定年月日 | 交付年月日 |
|---|---|---|---|
| 2,460,000 円 | 平成26年５月16日 | 平成26年５月27日 | 平成26年６月19日<br>2,460,000 円 |

4　監査の結果

当該補助金について，補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

# たまやま振興株式会社

1　出資団体の所在地，名称及び代表者名

盛岡市玉山区下田字生出893番地11

たまやま振興株式会社

代表取締役　工藤　久徳

2　出資の目的

農村資源を活用した都市との交流を推進し，地域活性化を図るとともに市民の保健及び保養と交流の場を提供する盛岡市総合交流ターミナル（ユートランド姫神）の管理運営を行うことを目的に設立された団体であることから，公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3　出資金額等

たまやま振興株式会社出捐金

| 設立年月日 | 出資年月日 | 出資金額 | 当市の出資割合 |
|---|---|---|---|
| 平成９年９月５日 | 平成９年９月５日 | 47,500,000 円 | 86.4 ％ |

4　監査の結果

当該法人は，出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお，長期に延滞している利用料金の確実な収納に努めるとともに，経営状況分析を行い，さらなる経営改善に努められたい。

## つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ

1　公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名
盛岡市繋字舘市121番地１
つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ
会長　つなぎ温泉観光協会　菊地　善雄

2　管理を行う公の施設
盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場

3　指定管理者による管理の目的
つなぎスポーツ研修センターは，スポーツに関する知識及び技術の習得並びに宿泊のための施設を提供することにより，スポーツを行うものの競技水準の向上を図るとともに，スポーツへの市民の参加を支援するための施設であり，つなぎ多目的運動場は，市民がスポーツを行ったり，又は観戦したりしながら，気軽にスポーツに親しむ場であり，スポーツ振興を推進する拠点となる体育施設あり，つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループを指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4　指定管理料等
盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場指定管理料

| 指 定 管 理 料 | 支 出 年 月 日 | 支　出　金　額 |
|---|---|---|
| 27,898,371 円 | 平成26年４月25日 | 6,311,371円 |
| | 平成26年６月20日 | 4,270,000円 |
| | 平成26年８月20日 | 4,270,000円 |
| | 平成26年10月20日 | 5,420,000円 |
| | 平成26年12月20日 | 3,695,000円 |
| | 平成27年２月20日 | 3,695,000円 |
| | 平成27年３月31日 | 237,000円 |

5　監査の結果
当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。
なお，経理事務に当たり，財務状況の現状をより適切に把握できるよう，複式簿記による経理に努めるとともに，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】
指定管理施設の管理に当たり，施設内に指定を受けている旨及び利用料金についての掲

示が行われていないので，適正な事務の執行を求める。

## 公益社団法人　盛岡市シルバー人材センター

１　公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名
　盛岡市紺屋町２番９号
　公益社団法人　盛岡市シルバー人材センター
　理事長　高松　則行

２　管理を行う公の施設
　盛岡市勤労福祉会館

３　指定管理者による管理の目的
　勤労福祉会館は，勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し，勤労者の福祉の増進を図るため，公益社団法人盛岡市シルバー人材センターを指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

４　指定管理料等
　盛岡市勤労福祉会館指定管理料

| 指定管理料 | 支出年月日 | 支　出　金　額 |
|---|---|---|
| 20,938,771 円 | 平成26年４月21日 | 3,991,072円 |
| | 平成26年６月10日 | 3,198,038円 |
| | 平成26年８月８日 | 2,831,368円 |
| | 平成26年10月10日 | 2,945,260円 |
| | 平成26年12月10日 | 3,463,981円 |
| | 平成27年２月10日 | 4,334,052円 |
| | 平成27年４月24日 | 175,000円 |

５　監査の結果
　当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

## 特定非営利活動法人　いわてアートサポートセンター

１　公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名
　盛岡市肴町４番20号　永卯ビル３階
　特定非営利活動法人　いわてアートサポートセンター
　理事長　坂田　裕一

２　管理を行う公の施設
　もりおか町家物語館

３　指定管理者による管理の目的
　もりおか町家物語館は，歴史的町家の活用を通じた地域の活性化に資するため，町家及び市民の生活の推移に関する資料を展示し，及び市民の交流の場を提供する施設であり，特定非営利活動法人いわてアートサポートセンターを指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

４　指定管理料等
　もりおか町家物語館指定管理料

| 指定管理料 | 支出年月日 | 支　出　金　額 |
|---|---|---|
| 25,610,574 円 | 平成26年８月15日<br>平成26年11月14日<br>平成27年２月13日<br>平成27年５月15日 | 8,992,516円<br>8,447,678円<br>6,597,806円<br>1,572,574円 |

５　監査の結果
　当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。
　なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】
　修繕料の精算に当たり，基本協定で定められている年間修繕料に生じた残額が返還されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

# 薮川地区活性化推進協議会

１　公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名
　盛岡市玉山区薮川字末崎川39番地７
　薮川地区活性化推進協議会
　会長　鳴海　義則

２　管理を行う公の施設
　岩洞活性化センター

３　指定管理者による管理の目的
　岩洞活性化センターは，農村地域の活性化及び農業の振興を図るため，薮川地区活性化推進協議会を指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

４　指定管理料等
　岩洞活性化センター指定管理料

| 指定管理料 | 支出年月日 | 支　出　金　額 |
|---|---|---|
| 9,672,422 円 | 平成26年４月30日 | 2,208,913円 |
| | 平成26年６月30日 | 1,500,000円 |
| | 平成26年８月29日 | 1,500,000円 |
| | 平成26年10月31日 | 1,600,000円 |
| | 平成26年12月25日 | 1,400,000円 |
| | 平成27年２月27日 | 1,400,000円 |
| | 平成27年４月10日 | 63,509円 |

５　監査の結果
　当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。
　なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】
１　岩洞活性化センターの使用許可に当たり，許可書を交付していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

２　利用料金の減免に当たり，基準に基づかずに減免を行っている事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

３　指定管理施設の管理に当たり，施設内に指定を受けている旨及び利用料金についての掲示が行われていないので，適正な事務の執行を求める。